

職員一人ひとりが事業活動等のそれぞれの場面において、しっかりとした遵法意識と倫理観を持って行動するよう、全職員を対象に研修を実施し、当会のコンプライアンス関係諸規程や、国家公務員の倫理法や規程を学習することにより、コンプライアンスの徹底を図っています。

◆主な取り組み

- ◆「CSR行動憲章・行動指針」および「職員の心得」を基に、守秘義務や法令遵守の徹底、不当要求防止、業務従事者の心得や留意事項等についての研修を繰り返し実施している。
- ◆当会の規程集で「不当要求行為等対策関係資料」等をすべての職員が閲覧できるようにしている。
- ◆当会のコンプライアンス関係諸規定だけでなく、国家公務員の倫理法や規定等を学習して、コンプライアンス徹底を図っている。
- ◆受託業務従事者は、コンプライアンスチェックシートにより自己点検と管理職によるヒアリングを実施している。
- ◆役員（監事）による監査を実施している。
- ◆業務執行状況監査計画に基づき、法令・内部規定の遵守などについて監査を実施している。



▲新規採用者研修(本所)



▲若手技術者研修(松山・大洲支所)



▲技術者研修(徳島支所)



▲用地研修(本所)



▲事業監理・河川管理コンプライアンス等研修(四万十支所)